



1. 目的

富士宮市共同募金配分委員会では、福祉サービスを必要とする支援対象者（高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など）に対して行う福祉活動及び更生保護活動、地域福祉推進に取り組んでいる市内のボランティア・福祉団体を対象として助成を行います。

<基本的な考え方>

- 現状の活動だけではなく、高い目標を目指す活動。
- 地域住民の参加・協力により独自性をもって福祉課題の解決に取り組む活動。

2. 対象

原則として以下の事項（条件）すべてに該当すること。

（1）団体

- ①市内で活動する児童福祉・青少年福祉・障害児者福祉・高齢者福祉・地域福祉・災害関係・更生保護等に関連する団体
- ②活動開始後1年以上経過している団体

注※市内の多くの団体により、同様の事業が広く行われているものについては助成できません。

（2）助成事業

- ①今年度中に行われる事業。
- ②事業に要する資金の確保に困難をきたしているものであること。
- ③事業実施に対し、団体での一部負担金が伴うこと。

注※限られた財源の中で、より多くの活動に利用いただくため、毎年の備品購入の申請等については助成の対象とできない場合があります。

（3）認められる費用

活動に必要な会議費、研修費、備品・機材等の購入費、チラシ・パンフレット・PR教材等の作成費、またイベント運営に対し最低限必要な経費

（4）認められない費用

- ①飲食費またはそれに類するもの
- ②報酬・人件費・団体の構成員への分配費用
- ③研修旅行費・高額な交通費
- ④寄付行為に関する費用
- ⑤建物の増改築や整備、また、高額な備品・機材・物品に関する費用

(5) 受配者の寄付金募集の禁止について

この助成を受けた場合には、その後1年間その事業に必要な資金を得るための寄付金募集をしないこと。

注※社会福祉法第122条に、「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならない。」と定められております。

3. 申請方法

指定の申請書に必要事項を記入し、富士宮市社会福祉協議会へ提出してください。

(1) 提出書類

①共同募金助成金申請書

注※申請書の『地域住民理解への取組み』欄には、地域住民への理解のための取組みをご記入下さい。

②前年度 決算書

③当年度 予算書

④申請事業の内容がわかる書類

⑤団体の活動内容がわかる資料

注※物品の購入等の場合は、その見積書を添付すること。

(2) 申込期間

令和2年4月9日(木)～ 5月14日(木)

(3) 提出先

〒418-0005 富士宮市宮原7-1

富士宮市社会福祉協議会

TEL22-0054/FAX22-0753

(4) 決定及び助成金交付時期

決定 令和2年 5月下旬

詳細は、各申請団体へ通知いたします。

4. その他

高額な助成を希望される場合(建物の増改築や整備、高額な備品・機材・物品に関する費用等)は、静岡県共同募金会が行う助成事業がございますのでお問い合わせください。

<問い合わせ> 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号

社会福祉法人 静岡県共同募金会

TEL054-254-5212/FAX054-254-6400

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>